

役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪歯科大学(以下「この法人」という。)の寄附行為第27条第5号の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 学内の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 学外の役員とは、学内の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、法人給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員報酬は月額とし別表の通りとする。

- 2 賞与は、報酬月額に本法人教職員の賞与支給基準に準じて支給するものとする。
- 3 退職慰労金は、任期満了(4年)毎に100万円とし任期満了日の月に支給する。
 - (1) 任期の途中で退任した場合は、退任した月まで支給する。
 - (2) 任期の途中で就任又は退任した場合は在任月数(端数日は切り上げ)に応じて算出し、1,000円未満の端数は切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、そ

の日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期满了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員には、本法人教職員に適用する旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円以上に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、2020(令和2)年4月1日より施行する。

2 役員の報酬及び顧問の手当取扱内規(平成15年3月1日)は、これを廃止する。

別表

役職名	区分	報酬額
理事長	学 外	283,500 円
	学 内	283,500 円
学 長		283,500 円
常務理事	学 外	405,000 円
	学 内	186,500 円
理 事	学 外	283,500 円
	学 内	162,000 円
監 事		283,500 円